○周南市スマートシティ推進協議会設置要綱

令和３年９月24日要綱第108号

改正

令和４年３月31日要綱第46号

令和５年６月28日要綱第71号

周南市スマートシティ推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　科学技術等の急速な進展に対応し、社会的課題の解決と経済的発展の両立を実現するため、ＩｏＴ、ＡＩ、ロボット等の先端技術、ビッグデータ等を積極的に活用したスマートシティを総合的に推進することを目的として、周南市スマートシティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）　スマートシティの推進に係る事業に関すること。

（２）　スマートシティの推進に係る意見の集約に関すること。

（３）　その他スマートシティの推進に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員20人以内で構成する。

２　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　学識経験者

（２）　関係団体を代表する者

（３）　コミュニティ組織を代表する者

（４）　関係行政機関を代表する者

（５）　その他市長が必要と認める者

３　スマートシティの推進に関する専門的知見や特定の事業に関する知見に基づく意見、提言又は助言を求めるため、必要に応じてオブザーバーを設置することができる。

（委員の任期等）

第４条　委員の任期は、２年とする。

２　欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長１名及び副会長１名を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、初回の会議については市長が招集するものとする。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。

５　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、説明、意見、提言又は助言を求めることができる。

（ワーキンググループ）

第７条　スマートシティの推進に向けた諸課題等を検討するため、会長は、必要に応じて協議会にワーキンググループを設置することができる。

２　ワーキンググループのメンバー（以下「メンバー」という。）は、会長が指名する委員をもって充てる。

３　ワーキンググループのリーダー（以下「リーダー」という。）は、メンバーの互選によってこれを定める。

４　リーダーは、ワーキンググループにおいて検討した事項を協議会に報告しなければならない。

５　この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループで別に定める。

（分科会）

第８条　市長は、スマートシティの推進に向けた特定の課題等について専門的に検討を進める必要があると認めるときは、協議会に分科会を設置することができる。

２　分科会は、市長が指名する者（以下「構成員」という。）で構成する。

３　分科会の会長は、構成員の互選によってこれを定める。

４　市長は、必要があると認めるときは、分科会において検討した事項の報告を求めることができる。

５　分科会の庶務は、市長が指定する課を事務局として設置して処理する。

６　この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会で別に定める。

（守秘義務）

第９条　委員、オブザーバー、メンバー、構成員及び会議の出席者は、協議会、ワーキンググループ及び分科会で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条　協議会及びワーキンググループの庶務は、スマートシティ推進担当課において処理する。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和３年９月24日から施行する。

附　則（令和４年３月31日要綱第46号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年６月28日要綱第71号）

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。